全日本アーチェリー連盟主催競技会における広告および展示物に関する規程

ユニホーム等掲載商業広告規程 選手用

第1条 承認手続き

ユニホーム等に第3者の広告表示を希望する選手及びチームは、スポンサーの名称、業種、概要と広告内容について事前に所属する加盟団体承認を受けた後加盟団体事務局を通して本連盟に下記内容を申請し承認を得なければならない。

- (1) 広告表示の内容デザイン・ロゴ・色彩・突起等を提出
- (2) ユニホームの広告表示希望期間

第2条 広告表示制限及び停止

- (1)本連盟または公認競技会主催者は競技会規程等により選手・チームの広告表示を制限することができる。
- (2) 広告表示は公序良俗に反するものでなく、表示された広告が不適当であると判断された 場合本連盟及び公認競技会主催者は広告表示を停止させることができる。
- (3) 承認を得た広告表示以外の場合承認を取り消すことができる。
- (4) 本連盟の許可した企業及び団体の広告以外は表示できない。
- (5) 本連盟が派遣する国際大会のユニホームには表示できない。

第3条 広告表示範囲

- (1) 上衣、競技シャツ、帽子に限定する。
- (2) 表示箇所は下記項目の面積を超えてはならない。

上衣・競技シャツ前面 80 cm 背面は認めない。

袖 50 cm²

帽子 50㎡

(3) 広告表示箇所1箇所に1社のみとする。

